マイナンバー

市川 浩

平成二十七年九月二十八日(月)

あり、 呼掛く。 懼るゝも、 電腦偸薄技術に對應し得る「配慮」可能なるやを疑ふ。 なりと云々。 な手段により蒐集されることがないやうに配慮しつゝ」 或る懸念を覺えざるを得ず。愚生法律の専門家にあらざれば、 の脱稅を摘發せむとする稅務政策として既に外國にては實施國も多く、 「行政事務以外の事務の處理に於て個人番號カードの活用」(第三項)と民間にて 第一の年金機構に於ける記録情報の漏洩は冤角管理の杜撰を指摘する聲高きも、 九月三日改正マ \_\_\_ 勿論 つは年金機構に於けるデータの漏洩、 基本理念を示す第三條には、「行政分野以外の國民の利便性の向上」 然れど電算機より電腦の時代を過しける筆者はパンドラの 「個人情報の保護に十分配慮しつ、」 イナンバー法成立、愈々來年一月一日より實施の運びとなる。 二つに消費稅還付への利用計畫これなり。 (第二項)や (第三項)と明記あるも、 大きなるその豫兆二件旣に眼前に 法文の誤 「カード記録事項が不正 我が國は後れ馳せ 匣を開くに似たる、 讀 誤解あらむを (第二項)、 一部金持 の活用を 現今の 外部の

高度化せる電腦偸簿技術は中小零細の企業の能く防止する所にあらざるなり。 切」の安全管理を要請するも、 偷簿技術への認識乃至對應策の薄きを憂ふ寡し。稅務當局は事業者に稅務署へのすべての 書類にマ 第二の消費税還付への利用計畫は來るべき税率10%時に、 イナンバ の記入を義務付け、 本事案の學習を踏ふる新たなる對策の追加を聞かず。 且つ從業員のナンバー漏洩防止には「必要且つ適 税の輕減措置として、 各個 特に 人

とするものなり の超大容量電算機に格納せらる、こと、 るもの故、 の消費税納付額をマイナンバーにより個人別に集計の上、 秋刀魚一尾買ふにもマ (但し上限あり)。 イナンバー呈示を要すとならば、 一見便利に見ゆるも、 世人の理解十分なりや。 消費税は全ての經濟行爲に課す 一定の比率にて各人に還付せむ 個人の生活は全て一箇

べし。 大幅の設計再檢討を要するにあらずや。 懼れなしとせず。 粹を盡さば、 これを稅の査定、 斯くの如くマ さればこの電腦記録情報は世界的に垂涎の的とて、 市場の豫測、 イナンバーは、 而して上記第一の豫兆に鑑み、 徵收、 還付に利用するなどは極めて初步的の發想に過ぎず、 需要の發掘、 その情報の質と量とに於て、 更には輿論の動向に至るまで、 その漏洩防止には、 熾烈なる偸簿戦争を誘發するの 當に人類史上最大とい 暗號方式などを含む 正確に讀み取り得 電算解析の 5 ~ <

あれ 警察に告げけり 何故 泪 止と引き換へに、かゝる管理社會の出現果して國民は選擇しけりや。 別 ほど戰爭の危機を煽りたる人々、それより遙かに具體的實現性高き國家統制の危險に か の問題としてかくも厖大の個人情報、 沈默す。 と云 電腦未だ超大容量を處理能はざりし嘗てのソ聯に於ては隣人監視し 々。 政府の一括掌握する所となり、 安保法制の審議に \_\_\_\_ 部金持 7  $\mathcal{O}$ 秘密 脫 稅

(引用部は口語のまま、表記は地の文に統一)

(平成二十七年十月十二日受附)